

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和7年3月18日（火） 午前11時28分～午前11時49分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 荒川 義孝、5番 野々山 啓、10番 北川 広人、11番 鈴木 勝彦、

12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲、 副議長（6番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般1名

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和7年3月定例会の追加議案について
- 2 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 3 高浜市議会委員会条例の一部改正について
- 4 高浜市議会会議規則の一部改正について
- 5 6月定例会の日程について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりです。それでは付議事項の順序に従い逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和 7 年 3 月定例会の追加議案について

委員長 当局の説明を求めますけれども、着席のままで結構ですのでよろしくお願いします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座のままご説明させていただきます。

それでは、令和 7 年 3 月定例会に追加させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

まず提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、議案第 34 号 令和 6 年度高浜市一般会計補正予算（第 18 回）の 1 件をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 14 億 7,422 万円を追加し、補正後の予算総額を 212 億 1,099 万 2,000 円といたすものでございます。

10 ページをお願いいたします。繰越明許費は、上段の全世代楽習館解体工事事業と、今回の補正予算で事業費を計上いたしております 4 件の計 5 件につきまして、年度内の完了が見込めないことから令和 7 年度に繰越すものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。地方債補正といたしまして、下から 2 段目の中学校施設改修事業は、事業費の計上に伴い限度額を増額いたすもので、14 ページ、15 ページをお願いいたします。下段の吉浜小学校長寿命化改良事業及び港小学校長寿命化改良事業は、限度額を新たに設定いたすものでございます。

26 ページ、27 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。14 款 2 項 5 目、教育費国庫補助金の小学校費補助金は、吉浜小学校及び港小学校の長寿命化改良工事に対する補助金を、中学校費補助金は、南中学校の外壁等改修工事に対する補助金をそれぞれ計上いたすものでございます。

18 款 1 項 1 目、基金繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は吉浜小学校仮設校舎賃借料の財源としてそれぞれ増額いたしましたものでございます。

28 ページ、29 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。2 款 1 項 2 目、文書管理費は、不足する訴訟等業務委託料を増額いたすものでございます。

10 款 2 項 3 目、学校建設費の 2、小学校長寿命化改良事業は、吉浜小学校及び港小学校の長寿命化を図るための改良工事に係る監理業務委託料、仮設校舎賃借料及び工事費を計上いたすものでございます。

10 款 3 項 1 目、学校管理費の 2、中学校維持管理事業は、南中学校の外壁等の改修に係る工事費を計上いたすものでございます。なお、小学校及び中学校におけるこれらの事業費につきましては、国の令和 6 年度一般会計第一次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたため、令和 6 年度補正予算として計上する必要が生じたことによるものでございます。

また、この小学校及び中学校におけるこれらの事業費につきましては、令和 7 年度当初予算でも計上をいたしてございますが、この令和 7 年度の当初予算計上分につきましては、7 年度に入ってから第 1 回の補正予算を計上する段階で、その部分については全て減額をさせていただくと

いうふうに考えております。その結果、今回のこの6年度の補正のほう、国庫支出金と地方債のほうが増額になりまして、その差引きで増額になります。また、その他財源と一般財源のほうは差引きして減額ということになりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは、当局の方は退席をお願いします。ありがとうございました。

次に、追加議案の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主査） それでは、説明させていただきます。ただいま説明のありました議案第34号につきましては、3月25日第5日に既に上程されております議案の日程が全て終了した後に、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うということでお願いをいたします。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局から説明したとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

2 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

委員長 本件については、2月18日の各派代表者会議において、案のとおり議員提案することが決定し、資料のとおり提出されました。

それでは、議案提出者であります、鈴木勝彦議員より説明をお願いいたします。

説（11） 御指名をいただきましたので、説明させていただきます。

参考資料が議運の中に、議案書（議員提出分）と新旧対照表がありますので御覧ください。

それでは、議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の一部改正等に伴い、条例の整備を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、第2条第10項及び第12条の表中において引用する条項をそれぞれ改めるほか、刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、第54条から第56条の懲役を拘禁刑に改めるものであります。

なお、附則第1条におきまして、この条例の施行を令和7年4月1日からとし、ただし、第54条から56条までの改正については、同年6月1日から施行、また第2条におきましては、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上であります。

委員長 それでは、説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、次に、本案の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

説（事務局 主査） それでは、御説明させていただきます。この議員提出議案につきましては、議員提出議案第1号として、3月定例会最終日に上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し討論、採決の順に行いたいと存じます。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明したとおりに決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

3 高浜市議会委員会条例の一部改正について

委員長 本件については、3月12日の各派代表者会議において案のとおり議員提案することが決定し、資料のとおり提出されました。

それでは、議案提出者であります、鈴木勝彦議員より説明をお願いいたします。

説（11） 御指名でありますので、説明させていただきます。

同じく新旧対照表を併せて御覧ください。

本案は、標準市議会委員会条例の一部改正の内容を踏まえて、委員会についてオンラインによる方法の特例を定めるものであります。

改正の主な内容でございますが、第15条の2では、大規模な災害等の発生等または重大な感染症の蔓延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、特例として、オンラインによる方法で委員会を開会できることを定めております。

第21条では、出席を求められたもののオンラインによる方法での説明について、第25条では、後述人の、第29条では参考人のオンラインによる方法により意見を述べるができることについてそれぞれ定めております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和7年4月1日からといたします。

説明は以上であります。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、次に、本案の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

説（事務局 主査） それでは説明させていただきます。この議員提出議案につきましては、議員提出議案第2号として、3月定例会最終日に上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行いたいと存じます。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明したとおり、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

4 高浜市議会会議規則の一部改正について

委員長 本件については、3月12日の各派代表者会議において、所定の賛成者を募り議会運営委員会に諮った上で提出することになっているところ、資料のとおり提出されました。

それでは、議案提出者であります、鈴木勝彦議員より説明をお願いいたします。

説(11) それでは、議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をいたします。同じく新旧対照表を併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦、橋本友樹議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、黒川美克議員、以上を提出者として提案するものであります。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正の内容を踏まえ、委員会のオンラインによる方法の特例の追加のほか、現在の社会情勢に照らし、改正が必要な部分などについて所要の規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、第85条の2では、出席委員に関する措置として、出席委員にはオンラインによる方法で委員会に出席している委員を含むことを規定しています。

また、第108条では委員会がオンラインによる方法で開かれている場合の委員外議員の発言について、第110条では委員長の発言について、それぞれ規定しています。

第130条では、議員が請願の紹介を取り消すときは、会議の議題となった後においては議会の許可を、会議の議題となる前においては議長の許可を得ることに改正するものであります。

第133条では、紹介議員がオンラインによる方法で説明することができることについて規定し、第136条、陳情の処理については、その内容が請願に適合するものから、議長が必要があると認めるものに改正。

第143条、携帯品については、時代に即した名称に改めています。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和7年4月1日からとなります。

説明は以上であります。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、次に、本案の取扱いについて事務局から説明をいただきます。

説（事務局 主査） それでは説明させていただきます。この議員提出議案につきましては、議員提出議案第3号として、3月定例会最終日に上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行いたいと存じます。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明したとおり、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

5 6月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主査） それでは、お手元に令和7年6月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、御覧ください。

会期につきましては、6月5日から6月25日までの21日間とさせていただきます。告示につきましては、5月29日、一般質問の締切りを5月30日の午後5時までとし、6月5日に本会議第1日を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程、説明の順で行います。

6月11日、12日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、6月13日を第4日といたしまして、総括質疑、議案の委員会付託をお願い、6月17日に総務建設委員会を、18日に福祉文教委員会をいずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等をお願いします。

6月25日を最終日第5日とし、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いするものであります。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明した案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

なお、会期及び会議日程案については、5月1日号の市広報に掲載をしまいたいと思いま

すのでよろしくお願いいたします。

それから、本日追加議案が出ましたけれども、この中身について事業内容については当初予算で説明を受けたとおりであります。今回、財源構成が変わって出てきたということになりますので、議案説明会は開く予定がないというふうに議長のほうから聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 49 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長